昭和二十八年法律第百六十一号 未帰還者留守家族等援護法

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 調査究明及び未帰還者の帰還促進 援護(第五条—第二十八条)

(第

第四章 雑則(第三十条—第三十六条) 二十九条)

(この法律の目的)

第一章

第一条 この法律は、 帰還者が帰還した場合において帰郷旅費の支給 別の状態にかんがみ、国の責任において、その十一条 この法律は、未帰還者が置かれている特 目的とする。 等を行い、もつてこれらの者を援護することを 留守家族に対して手当を支給するとともに、未 (未帰還者) 2

第二条 この法律において「未帰還者」とは、左 るものをいう。 の各号に掲げる者であつて、日本の国籍を有す

だ復員していないもの(以下「未復員者」と 受けていなかつた者を除く。)であつて、ま いう。) 軍から俸給、給料又はこれに相当する給与を もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海 2

月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺 在つた者を除く。) 二日以後において、自己の意思により本邦に 還しないと認められる者及び昭和二十年九月 だ帰還していないもの(自己の意思により帰 州、満洲又は中国本土の地域内において生存 太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東 していたと認められる資料があり、且つ、ま 未復員者以外の者であつて、昭和二十年八 ることができなくなつた後に限り、適用する。 は、当該次順位者が留守家族手当の支給を受け

より本邦以外の地域において拘禁されていた者 より拘禁されている者及び同条に掲げる裁判に日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判に は、この限りでない。 者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者 いものは、この法律の適用については、未帰還 であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していな

第三条 この法律において「帰還」とは、本邦以 外の地域から居住の目的をもつて、 本邦に帰る

る者であつて、 ことをいう。 前条第二項の規定により未帰還者とみなされ 本邦において拘禁されているも

> のとみなす。 のが、その拘禁を解かれたときは、帰還したも

第四条 この法律において「留守家族」とは、未 日にさかのぼつて留守家族でなかつたものとし 事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 帰還者の配偶者(婚姻の届出をしていないが) とが後に判明した場合においても、その死亡の 以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母であつ て、本邦に住所又は居所を有するものをいう。 留守家族は、当該未帰還者が死亡していたこ

(留守家族手当の支給)

|第五条 未帰還者の留守家族には、留守家族手当 を支給する。

第六条 より後に生ずるに至つたときは、前項の規定 実父母の父母に、父母の養父母は父母の実父母 実父母に、祖父母については、養父母の父母は 祖父母の順序とし、父母については、養父母は る留守家族の順位は、配偶者、子、父母、孫、 に、それぞれ先だつものとする。 先順位者たるべき者が、次順位者たるべき者 留守家族手当の支給を受けることができ

第七条 留守家族手当は、未帰還者が帰還してい るとすれば、留守家族が主としてその者の収入 む。以下同じ。)、子、父母、孫又は祖父母につ が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含 であつて、且つ、夫(婚姻の届出をしていない によって生計を維持していると認められる場合 する条件に該当する場合に支給する。 いては、これらの者がそれぞれ左の各号に規定

は障害の状態にあること。 父母については、六十歳以上であること、 子については、十八歳未満であること、 夫については、障害の状態にあること。

族がないこと。 且つ、その者を扶養することができる直系血 障害の状態にあること、又は配偶者がなく、

て取り扱われることはない。

る者の申請に基いて行う。 留守家族手当の支給は、これを受けようとす

(留守家族手当の支給方法)

(留守家族の順位)

(留守家族手当の支給条件) 2

とき

又

兀 孫については、十八歳未満であること、 又 3

は障害の状態にあること。

つた場合においては、

Ŧi. と、又は障害の状態にあること。 祖父母については、六十歳以上であるこ

(留守家族手当の額)

第八条 留守家族手当の月額は、十一万七千九百 する。 ち三人を除いた者一人につき千円を加えた額と 四百十円とし、三人ある場合においては十二万 守家族が、二人ある場合においては十二万二千 は十二万六千九百十円にこれらの留守家族のう 六千九百十円とし、四人以上ある場合において -円とする。ただし、前条の規定に該当する留

(同順位者数人ある場合の支給の申請)

第九条 留守家族手当の支給を受けるべき同順位 留守家族手当の支給の申請をしなければならな 順位者全員のために、そのうち一人を選定して の者が二人以上あるときは、これらの者は、同

第十一条留守家族手当の支給は、留守家族が、 第十条 留守家族手当は、毎月、 場合においては、当該転給の原因たる事由が生 きなくなつたことにより、次順位者に転給する 家族が、留守家族手当の支給を受けることがで 留守家族手当の支給の申請をした日の属する月 うものとする。 の翌月(留守家族手当の支給を受けていた留守 (支給の始期及び終期等) その月分を支払

三 未帰還者の死亡の事実が判明するに至つた 二 厚生労働大臣によつて未帰還者が自己の意 の一に該当するに至つた日の属する月で終る。 じた日の属する月の翌月)から始め、左の各号 思により帰還しないものと認められたとき。 未帰還者が帰還したとき。

四 前各号のほか、留守家族手当の支給を受け けることができなくなつたとき。 ていた留守家族が、留守家族手当の支給を受

出なければならない。 至つた場合には、厚生労働省令で定める場合を る資料を得た場合又は左に掲げる事実を知るに は、未帰還者が死亡したものと確認するに足り 留守家族手当の支給を受けている留守家族

未帰還者が帰還したこと。

態にあること。 未帰還者が自己の意思により帰還しない状

前項第一号に規定する事実について届出があ

未帰還者が帰還した日の

属する月の翌月以後、当該留守家族がその事実 家族手当は、 を知るに至つた日までに、すでに支給した留守 国庫に返還させないことができ

料を得、又は同項第二号に掲げる事実を知つて の終了前に当該留守家族が第二項に規定する資 族手当の支給を終えた場合において、その支給 の事実を知るに至つた日の属する月の翌月以後 いたものであるときは、その資料を得、又はそ せることができる。 すでに支給した留守家族手当は、 第一項第二号又は第三号の規定により留守家 国庫に返還さ

(留守家族手当の額の改定)

第十二条 留守家族手当の支給を受けている留守 家族につき、新たに第八条ただし書の規定によ 由の生じた日の属する月の翌月)から行う。 月以内に申請があつた場合においては、当該事 り、当該申請のあつた日の属する月の翌月(当 手当の支給を受けている留守家族の申請によ ける留守家族手当の額の改定は、当該留守家族 り加給すべき留守家族があるに至つた場合にお 該加給の原因となつた事由の生じた日から一箇

族手当の額の改定は、当該事由が生じた日の属 た場合又はその数が減じた場合における留守家 つき、加給の原因となつた留守家族がなくなつ する月の翌月から行う。 留守家族手当の支給を受けている留守家族に

(留守家族手当の支給をしない場合)

第十三条 この法律の施行後九年を経過した日以 には、留守家族手当を支給しない。 認めるに足りる資料がない未帰還者の留守家族 後においては、過去七年以内に生存していたと

(恩給法等との調整)

第十四条 未帰還者に関し、恩給法(大正十二年 守家族には、当該普通恩給又は年金の支給額 給があつた場合においては、当該未帰還者の 長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第 規定による改正前の国家公務員等共済組合法の する法律(昭和六十年法律第百五号)第二条の 合又は国家公務員等共済組合法等の一部を改正 を含む。)を受ける権利につき裁定があつた場 法律第四十八号)の規定による普通恩給(地方 限度において、 百二十九号)第四十九条の規定による年金の支 公共団体において支給するこれに相当する給付 留守家族手当を支給しない

(葬祭料) として、政令で定める金額を支給する。 第十五条 未帰還者が帰還したときは、帰郷旅費

第十六条 未帰還者の死亡の事実が判明するに至 第十六条 未帰還者の死亡の事実が判明するに至 (遺族がない場合においては、葬祭を行う者) に対し、その者の申請により、死亡者一人につ に住所又は居所を有しない者には、支給しな ではがない場合においては、葬祭料として、その遺族 を政令で定める金額を支給する。ただし、本邦 に住所又は居所を有しない者には、支給しな に住所又は居所を有しない者には、支給しな を政令で定める金額を支給する。ただし、本邦 には所又は居所を有しない者には、支給しな を政令で定める金額を支給する。ただし、本邦 には所又は居所を有しない者には、支給しな を取り、死亡者一人につ を取り、死亡者 のまた のまた

を、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序によし、その者を先にし、その者がないときは配偶者、との者を先にし、その者がないときは配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹と配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹と配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹と配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の範囲は、死亡した者の

(遺骨引取経費)

第十八条から第二十五条まで 削除

(障害一時金)

第二十六条 第十七条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際なおつている場合、帰還後三年以内になおつた場合(戦傷病者特らないがその期間を経過した場合(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の規定による療養の給付又は療養費のを給に係る療養を終わつた場合)において、別規定による療養の給付又は療養費の支給を受ける者については、当該療養の給付又は療養費の支給を受ける者については、当該療養の給付又は療養費の支給を受ける者については、当該療養の給付又は療養費の支給を受ける者については、当該療養の給付又は療養費の支給を受ける者が、自事により負傷を表して、同表下欄に定める金額を支給する。

(再支給の禁止)

第二十七条 同一の事由については、重ねて障害一時金を支 第二十七条 障害一時金の支給を受けた者には、 管

る者には、障害一時金を支給しない。 障害一時金に相当する給付を受けることができ 2 同一の事由について、他の法令の規定により

(報告の請求)

要な報告を求めることができる。金の支給を受ける者その他の関係者に対し、必に関して必要があると認めるときは、障害一時第二十八条 厚生労働大臣は、障害一時金の支給

(調査究明及び帰還促進) 第三章 調査究明及び未帰還者の帰還促進 |

ければならない。 究明をするとともに、その帰還の促進に努めな 第二十九条 国は、未帰還者の状況について調査

第四章 雑則

(時効)

は、時効によつて消滅する。 の支給事由の生じた日から二年間行わないとき第三十条 障害一時金の支給を受ける権利は、そ

2

未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十

(譲渡等の禁止)

第三十一条 この法律により援護を受ける権利 は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えるこ

(非課税)

できない。
できない。
できない。

第三十三条 削除

(権限又は事務の委任)

第三十四条 この法律の施行に関する厚生労働大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二年法律第百二十号)第四十九条第一項及び第二年法律第百二十号)第四十九条第一項及び第二十三年法律第百二十号)第三十四条 こんができる ことができる。

(都道府県が処理する事務)

第三十四条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする

(事務の区分)

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二道府県が処理することとされている事務は、地第三十四条の三 第十一条第二項の規定により都

○│ とする。 ・ 条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務

第三十五条 この法律に特別の規定がある場合を

(省令への委任)

第三十六条 第二十八条の規定に違反して、報告で定める。 (罰則) 除くほか、この法律の実施のための手続その他にない、この法律の実施のための手続その他

· この法律は、昭和二十八年八月一日から施行 附 則 抄 下の過料に処する。

(未復員者給与法等の廃止)する。

二号。以下「旧法」という。)及び特別未帰還 二号。以下「旧法」という。)及び特別未帰還 名給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、俸給又以下同じ。)又は従前の公務員給与法附則第三項(他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。)の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。)の支払を受けている者で、この法律の規定により、俸給又は扶養手当(以下同じ。)の規定により、俸給又は扶養手当(以下単に「俸給」という。)及び特別未帰還対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、対しては、第五条第二項の申請を要しないで、申請主義のにより、対しては、第五条のにより、対しては、第五条のにより、対しては、第五条のにより、対しては、第五条のにより、対しては、第五条のによりにより、対しては、第五条のによりには、第五条のによりにより、対している。

(留守家族手当の始期の特例)

る。

昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給す

5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七条の規定に該当する留守家族が第一条第一項の申請をしたときは、当該留守家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の申請をしたときは、当該留守家族手当の支給で家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の申請をしたとさは、当該留守家族が第七条の規定に該当する留い。

託事務 (順位の特例)

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七条の規定に該当する留守家族である場合には、その者を先順位者とみなして、その者及び第六条第一項の規定により俸給の支払者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

する。 | する。 | する。

(特別手当)

9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公 9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公 2 とができない場合には、そ 3 の 4 と 1 を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができる。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律 6 による留守家族手当の支給を受けることができる。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律 6 と 5 を受けることができる。日し、当該未帰還者につき、他にこの法律 6 を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当を支給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合におれて、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者(この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。)があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額、できる留守家族手当の支給を受けの特別手当を支給する。

は前りまなはもう上すっまでによってままれば、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従は、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従は、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従は、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従族たる資格を有する者が二人以上であるとき族の全員に対いて、従前の例による扶養親

ついては、従前の例による。別手当の額を改定するものとし、改定後の額に別手当の額を改定するものとし、改定後の額に至つたときは、その日の属する月の翌月から特族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前

ついて準用する。
第十三条及び第十四条の規定は、特別手当に

の規定による留守家族手当の支給を受けること14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律

での間、支給しない。 給を受けることができる留守家族がなくなるま の日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支 ができる留守家族があるに至つた場合には、そ

規定に該当する者を除く。)一人につき四百円 を加えた額とする。 行後その資格を有するに至つた者及び第七条の る扶養親族たる資格を有する者(この法律の施 かわらず、同条に規定する額に、従前の例によ 給する留守家族手当の額は、第八条の規定にか 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支 23 22

族手当の額について準用する。 り俸給の支払を受けている者に支給する留守家 又は従前の公務員給与法附則第三項の規定によ 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法

ときは、その差額を留守家族手当に加えて支給 に規定する額が、左に掲げる額より少額である 項において準用する場合を含む。)又は第八条 する留守家族手当について、附則第十五項(前 未帰還職員につき、この法律の規定により支給 従前の公務員給与法附則第三項の規定による 24

規定によつて支給している俸給の額 に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の 家族手当については、この法律の施行の際現 附則第十四項に規定する場合に支給する留 第二号に規定する留守家族手当以外の留守

その日の属する月の翌月から減額するものと 親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、 の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養 の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当 前項各号に規定する額は、これらの額の計算 際支給していた特別手当の額 減ずべき額については、従前の例による。 26

だ支給していないものについては、なお、従前 定による給与であつて、この法律の施行の際ま 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規

(俸給の返還をさせない場合)

は未帰還職員でなくなつていたことが判明した に死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しく 定により、俸給の支給を受けていた者が、すで 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規 28

以降の分として、その事実が判明した日までの 別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日 場合には、その者が死亡し、又は未復員者、 せないことができる。 間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還さ

期間については、従前の例による。 し、その者が療養の給付を受けることができる に帰還した未帰還者についても、適用する。但 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前

条第二項又は同条第六項において準用する同条めた負傷又は疾病については、それぞれ第十八 旧法第八条の二第二項(旧法中改正法附則第二 法中改正法」という。) 附則第二条第一項又は 若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律この法律の施行前に、旧法第八条の二第一項 第二項の規定による厚生大臣の認定があつたも 定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認 条第二項において準用する場合を含む。)の規 のとみなす。 (昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧

(指定医療機関)

より厚生大臣が指定した医療機関とみなす。 (指定医療機関以外の医療機関から受けた療養) 大臣の指定した医療機関は、この法律の規定に この法律の施行前に、旧法の規定により厚生

25 けた者についても、適用する。 前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行

(再給付の禁止)

守家族手当については、その支給をはじめた

る療養を行わず、又は障害一時金を支給しな においては、療養の給付を行うことができる。 た者には、同一の事由について、この法律によ の法律による障害一時金に相当する給付を受け (実績の保障) い。但し、厚生大臣が必要があると認める場合 この法律の施行前、他の法令の規定によりこ

27 この法律の施行の際、現に旧法の規定による る未帰還者でないものは、当分の間、第十七条 第一項に規定する未帰還者とみなして、その者 給与の支給を受けている者で、第二条に規定す 及びその留守家族に対し、この法律による援護 を行うことができる。

れ、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。) る裁判により本邦以外の地域において拘禁さ したとき(日本国との平和条約第十一条に掲げ 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国

特 との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦 において拘禁されていたものが、拘禁を解かれ は、この法律の適用については、その者が帰還 したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国 たときも、同様とする。

(恩給法との調整)

29 給の給与が始められた月分以降、当該普通恩給 支給されたときは、その支給された額は、政令 までの分として、留守家族手当又は特別手当が を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月 給の給与が行われる場合において、当該普通恩 で定めるところにより、当該普通恩給の内払と 未帰還者に関し、恩給法の規定による普通恩

(療養給付期間の延長)

(恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法との

40 さらに二年間、その者の申請により、必要な療 る日において、なお、引き続き療養を要する場 受けている者が、同項に規定する期間を経過す より、必要な療養の給付を行うことができる。 後においても、さらに四年間、その者の申請に 療養を要する場合においては、その期間の経過 る期間を経過する日において、なお、引き続き 養の給付を受けている者が、同項但書に規定す 養の給付を行うことができる。 合においては、その期間の経過後においても、 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を 厚生大臣は、附則第二十二項の規定により療

42 さらに二年間、その者の申請により、必要な療 合においては、その期間の経過後においても、 養の給付を行なうことができる。 る日において、なお、引き続き療養を要する場 受けている者が、同項に規定する期間を経過す 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を

43 給付を行なうことができる。 当分の間、その者の申請により、必要な療養の 合においては、その期間の経過後においても、る日において、なお、引き続き療養を要する場 受けている者が、同項に規定する期間を経過す 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を

44 第十八条第二項の規定は、 前四項の場合に準

の手当の支給) (留守家族手当又は特別手当の額に相当する額

45 法律第百二十九号)の施行後、 族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年 支給されている場合において、未帰還者留守家 未帰還者につき留守家族手当又は特別手当が 当該未帰還者が

帰還し、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明 別手当の支給を受けるべき者(当該未帰還者が 帰還し、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明 に至らなかつたとすれば、留守家族手当又は特 ず、又は当該未帰還者の死亡の事実が判明する するに至つたときは、当該未帰還者が帰還

第七

者の死亡の事実が判明するに至つた日の属する 当する額の手当を、当該未帰還者の帰還した日 別手当の額(新該当者に係る分を除く。)に相 その者が支給を受けるべき留守家族手当又は特 条に規定する条件に該当するに至つた者(以下 の属する月の翌月以後三箇月間又は当該未帰還 単に「新該当者」という。)を除く。)に対し、 するに至つた日の属する月以後において、

月の翌月以後六箇月間、毎月、支給する。

を支給しない。 支給額の限度において、同項の規定による手当 に関し、当該裁定のあつた日の属する月の翌月 利につき裁定があつた場合においては、その者 給若しくは扶助料(地方公共団体において支給 という。) に関し、恩給法の規定による普通恩 であつた者(以下単に「未帰還者であつた者」 分以降、当該普通恩給、 病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第 するこれらに相当する給付を含む。)又は戦傷 百二十七号)の規定による遺族年金を受ける権 前項の規定による手当の支給に係る未帰還者 扶助料又は遺族年金

内払とみなす。 第四十五項の規定による手当が支給されたとき えるべき月の翌月以後あつた場合は、当該手当 利につき裁定のあつた日の属する月(当該裁定 当該普通恩給、扶助料又は遺族年金を受ける権 日)の属する月の翌月分以降又はその者の死亡 者遺族等援護法の規定による遺族年金の支給が よる普通恩給若しくは扶助料又は戦傷病者戦没 の支給を終えるべき月)までの分として、附則 が附則第四十五項の規定による手当の支給を終 の事実が判明した日の属する月の翌月分以降、 行われる場合において、その者の帰還した日 により、当該普通恩給、 (その者が帰還後退職したときは、その退職 は、その支給された額は、政令で定めるところ 未帰還者であつた者に関し、恩給法の規定に 扶助料又は遺族年金 O

長期給付に関する施行法第四十九条又は地方公 未帰還者に関し、国家公務員等共済組合法

支給されたときは、その支給を受けた者は、そ 月以降の分として留守家族手当又は特別手当が る場合において、当該年金の給与が始められた 第百二十四条の規定による年金の給与が行われ務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 2

ができなかつた者に対する療養の給付 復員者給与法等の規定による療養を受けること (障害一時金に相当する給付を受けたため旧未

において拘禁され、この法律の施行前にその拘との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦 平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外 を改正する法律(昭和三十五年法律第百三十五 とあるのは「未帰還者留守家族等援護法の一部 かれた後療養を要する場合」と、「帰還後三年」 後又は拘禁を解かれて帰国後若しくは拘禁を解 療養を要する場合」とあるのは「復員後、帰国 することのできない事由により」と、「帰還後 帰国前又は帰国前若しくは拘禁中自己の責に帰 のできない事由により」とあるのは「復員前、 八条第一項の規定を適用する。この場合におい 第二十二項ただし書の規定にかかわらず、第十 行なう必要があると認める者については、附則 た者を除く。)のうち厚生大臣が療養の給付を だし書の規定により療養の給付を受けるに至つ ることができなかつたもの(附則第二十六項た の際旧未復員者給与法の規定による療養を受け に相当する給付を受けたため、この法律の施行を含む。以下同じ。)の規定による障害一時金 別未帰還者給与法第二条において準用する場合 て、法令の規定により旧未復員者給与法(旧特 禁を解かれた者であつて、同一の事由につい その拘禁を解かれて帰国した者若しくは日本国 の地域において拘禁され、この法律の施行前に の法律の施行前に帰国したもの又は日本国との 還者給与法第一条に規定する特別未帰還者でこ て、第十八条第一項中「自己の責に帰すること この法律の施行前に復員した者、旧特別未帰 の施行後三年」と読み替えるものとする。 1

則 抄 (昭和二九年三月三一日法律第二

(施行期日)

ら施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年 八月一日から適用する。 附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日か この法律は、公布の日から施行する。但し、 8

〇 〇 号 則 (昭和二九年六月三〇日法律第二 抄

(適用区分) この法律は、 公布の日から施行する。

号附則第二十二条及び第二十九条第四項の改正 月分の恩給から、別表の改正規定及び附則第七 規定に係る部分並びに附則第八項の規定は昭和 年一月一日から、附則第七項中法律第百五十五 則別表第三の改正規定に係る部分は昭和二十九 項において「法律第百五十五号」という。)附 年法律第百五十五号。以下本項、次項及び第五 項中恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八 二十九年四月一日から適用する。 第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十九年七

九号) 附 則 (昭和三〇年八月五日法律第一二

から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。ただ 第八条の改正規定は、昭和三十年十月一日

七号) 附 則 (昭和三一年四月一一日法律第六

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 四附号訓 則 抄 (昭和三一年六月六日法律第一三

|第一条 この法律は、 施行する。 昭和三十一年七月一日 から

五号) 附 則 抄 (昭和三三年五月一日法律第一二

(施行期日)

条第四項の規定は、昭和三十四年一月一日から公布の日から施行し、改正後の遺族援護法第八 第二条中留守家族援護法の附則の改正規定は、 援護法(以下「遺族援護法」という。)第八条 する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等 附則第十九項の次に一項を加える改正規定及び 和三十三年十月一日から、第一条中遺族援護法 並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭 定、第二条中未帰還者留守家族等援護法(以下 の改正規定及び同法第二十六条第一項の改正規 適用する 「留守家族援護法」という。) 第八条の改正規定 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行

十月分からその者が六十歳に達する日の属する (留守家族援護法の一部改正に伴う経過措置) 未帰還者の父又は母に支給する昭和三十三年

> 三円」とあるのは、「二千九百三十七円」と読 月分までの留守家族手当の額を算出する場合に 場合には、この限りでない。 疾である間に係る留守家族手当の額を算出する み替えるものとする。ただし、その者が不具廃 百五十円」とあり、及び前項中「三千五百九十 は、改正後の留守家族援護法第八条中「四千」

九号) 則 (昭和三三年五月一日法律第一二

附

1 (施行期日)

する。 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行

(昭和三四年三月三日法律第七

(施行期日) 号 附

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施 する。 附 則 (昭和三五年八月一日法律第一三

(施行期日)

五号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(一部負担金等に関する経過措置)

2 この法律の施行前に行なわれた療養の給付に 係る一部負担金の徴収及びこの法律の施行前に 行なわれた療養に係る療養費の額の算定につい ては、なお従前の例による。

一五号) (昭和三七年五月一〇日法律第一

(施行期日)

条第一項(第二十五条において準用する場合を 日から施行し、改正後の留守家族援護法第十六 第九項までの規定は昭和三十七年十月一日か規定並びに附則第二項及び附則第四項から附則 第四項並びに第二十六条の改正規定、第二条の 七年四月一日から、改正後の未帰還者に関する 含む。)及び第十七条第一項の規定は昭和三十 規定、第三条中未帰還者留守家族等援護法(以 十四年四月一日から適用する。 特別措置法第四条及び第五条の規定は、 定及び附則第三項の規定は昭和三十八年七月一 ら、第一条中遺族援護法第八条第三項の改正規 下「留守家族援護法」という。) 第八条の改正 この法律は、公布の日から施行する。ただ 「遺族援護法」という。)第八条第一項及び 第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法(以

三 号) (昭和三七年九月八日法律第一五

1 この法律は、 昭和三十七年十二月一日から施

号) 抄 附 則 (昭和三八年四月一日法律第七四

(施行期日)

第一条 この法律は、 六条の規定は、公布の日から施行する。 施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第 (未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う 昭和三十八年十月一日 から

第六条 第二条の規定の施行の際この法律による 始める。 者に該当するに至つた日の属する月の翌月から 項の規定にかかわらず、それぞれ第二条の規定 の規定により療養手当の支給の申請をしたとき 規定の施行の日から起算して四箇月以内に同項 長期入院患者に該当するに至つた者が、同条の 条の規定の施行の日から起算して三箇月以内に 期入院患者」という。)に該当する者又は第二 改正後の未帰還者留守家族等援護法第二十四条 の施行の日の属する月又はその者が長期入院患 の法律による改正後の同法第二十四条の二第三 の二第一項に規定する長期入院患者(以下「長 は、これらの者に対する療養手当の支給は、こ 経過措置)

八号) 附 則 抄 (昭和三八年八月三日法律第一六

(施行期日)

こえない範囲内において政令で定める日から施 この法律は、公布の日から起算して三箇月を

(戦傷病者認定票の交付)

4 の者の請求がなくても戦傷病者認定票を交付す えられた第四条第一項の規定にかかわらず、 除く。)に対しては、前項の規定により読み替 第百二十七号) (以下「旧戦傷病者援護法」と 第二十三項の規定による改正前の未帰還者留守 るものとする。 容されている者(附則第十一項に規定する者を 旧戦傷病者援護法の規定により国立保養所に収 療に要する費用の支給を含む。)を受け、又は いう。)の規定による更生医療の給付(更生医 傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律 若しくは附則第二十項の規定による改正前の戦 定による療養の給付(療養費の支給を含む。) 号)(以下「旧未帰還者援護法」という。)の規 家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一 厚生大臣は、この法律の施行の際、現に附 そ

11 及び第十一号に掲げる者に該当する者の当該各 十九条までの規定は、適用しない。 されるものを含む。)を除き、戦傷病者の公務 四項の規定によりこれらの負傷又は疾病とみな 号に規定する負傷又は疾病(同条第三項及び第 の傷病については、当分の間、第十条から第 第二条第二項第一号から第三号まで、第十号

24 (未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う この法律の施行前に行なわれた旧未帰還者援

第二十二条、第二十三条、第二十八条及び第三護法の規定による療養の給付に関しては、同法 条及び第三十六条の規定は、なお、その効力を しては、同法第二十四条、第二十八条、第三十 未帰還者援護法の規定による療養費の支給に関 十六条の規定は、なお、その効力を有する。 この法律の施行前に行なわれた療養に係る旧 2

26 の規定は、なお、その効力を有する。 五条の規定に該当した者に関しては、 この法律の施行前に旧未帰還者援護法第二十 同法同条

係る負傷又は疾病がなおつた者又はなおらない される金品については、同法第三十二条第一項 二十四条の二及び第二十五条の規定により支給 十六条の規定は、なお、その効力を有する。 で当該期間を経過した者に関しては、同法第二 受けることのできる期間内に当該療養の給付に による療養の給付(療養費の支給を含む。)を この法律の施行前に旧未帰還者援護法の規定 旧未帰還者援護法第十八条、第二十四条、第

の規定は、なお、その効力を有する。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお、従前の例による。

二号) 則 (昭和三九年七月六日法律第一五

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日 下「施行日」という。) から施行する。 以

九号) 則 抄 (昭和三九年七月九日法律第一五

(施行期日)

第一条 この法律は、 昭和三十九年十月一日 から

2 三十九年四月一日から施行する。ただし、 。)、附則第五条及び附則第八条の規定は、昭和(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く 前項の規定にかかわらず、第二条、第五条 公布 1

ら施行し、 の日が同月二日以後であるときは、公布の日か 同月一日から適用する。

号 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する 昭和四十年十月一日から施

八附号訓 則 (昭和四一年七月一日法律第一〇

(施行期日等)

第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条 条及び附則第十五条から附則第十七条までの規 定は、公布の日から、その他の規定は、昭和四 (戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く 十一年十月一日から施行する。)、第六条及び第八条の規定並びに附則第十三

則第十六条の規定は、昭和四十一年四月一日 十九年法律第百五十九号)附則第十三条の規遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三 規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者 改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の ら適用する。 び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附 対する特別弔慰金支給法第二条第一項第一号及 援護法第十六条第一項の規定、この法律による 定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に この法律による改正後の未帰還者留守家族等 カュ

経過措置) (未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う

第十三条 昭和四十一年三月三十一日までに支給 事由が生じた葬祭料の額については、この法律 による。 六条第一項の規定にかかわらず、 による改正後の未帰還者留守家族等援護法第十 なお従前の例

附 則

第一条 この法律中、第三条から第五条までの規 の他の規定は、昭和四十二年十月一日から施行 定及び附則第七条の規定は、公布の日から、そ

〇 附号 則 則 (昭和四三年五月二一日法律第六

(施行期日等)

する。 この法律は、 昭和四十三年十月一日から施行

附 号 抄

(施行期日等)

附 (昭和四〇年六月一日法律第九九

八号) (昭和四二年七月一四日法律第五

(施行期日)

抄

則 昭 1和四四年七月一五日法律第六

> 第一条 この法律は、 条第一項の改正規定並びに附則第六条及び附則 戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九 施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族 第七条の規定は、公布の日から施行する。 等援護法第十六条第一項の改正規定、第三条中 昭和四十四年十月一日から

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等 援護法第十六条第一項、この法律による改正後 項の規定は、昭和四十四年四月一日から適用 条第一項並びに附則第六条及び附則第七条第 戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十

七号) 則 抄 (昭和四五年四月二一日法律第1

附

施行期日等)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十五年十月一日から

附 号) 則 抄 (昭和四六年四月三〇日法律第五

(施行期日等)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十六年十月一日から

一三〇号) 則 (昭和四六年一二月三一日法律第 抄

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発 生の日から施行する。

附 九号) 則 (昭和四七年五月二九日法律第三

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から 第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から条第一項の改正規定、第六条の規定並びに附則 等援護法第十六条第一項の改正規定、第五条中 施行する。ただし、第二条中未帰還者留守家族 施行する。 戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等 三条の規定並びに附則第五条第二項の規定は、 後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項及 援護法第十六条第一項の規定、この法律による 昭和四十七年四月一日から適用する。 び第十九条第一項の規定、この法律による改正 第二条の二、第二条の三第一項及び第

附 則 抄 (昭和四八年七月二四日法律第六

(施行期日等)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和四十八年十月一日から

号) 則 (昭和四九年五月二〇日法律第五

は同年十月一日から施行する。 布の日から、第四条、第六条及び第七条の規定 一項の改正規定並びに附則第四項の規定は、公病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第 する。ただし、第二条中未帰還者留守家族等援 護法第十六条第一項の改正規定、第五条中戦傷 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等 四月一日から適用する。 項及び第十九条第一項の規定は、昭和四十九年 よる改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二 援護法第十六条第一項の規定並びにこの法律に

〇〇号) 附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一

この法律は、 公布の日から施行する

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第一

〇 号) 抄

(施行期日)

項及び附則第三項の規定は同年四月一日から、項の改正規定並びに第七条及び第八条並びに次 第二条及び第四条の規定は昭和五十一年一月一 法第十五条、第十六条第一項及び第十七条第一 る。ただし、第三条中未帰還者留守家族等援護 日から施行する。 この法律は、昭和五十年八月一日から施行す

号) 附 則 抄 (昭和五一年五月一八日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和五十一年七月一日 いから

附 五号) 則 抄 (昭和五二年五月二四日法律第四

(施行期日等)

分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区 行する。

二 第二条、第五条及び次条の規定 条及び附則第六条の規定 第一条、第四条、第六条、第九条、 公布の日 昭和五十

二年八月一日

規定 昭和五十二年十月一日 第七条、第八条、第十条及び附則第五条の

第三条、附則第三条及び附則第四条の規 昭和五十二年十一月一日

(昭和五三年四月二八日法律第1

1 従い、それぞれ当該各号に定める日から施行す この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に 第一条、 第三条、第五条、第七条及び第八

条の規定 第二条の規定(次号及び第四号に規定する 公布の日

改正規定を除く。)及び第四条の規定

昭和

次の各号に掲げる規定は、 日から適用する。 五十三年六月一日 昭和五十三年四月

2

第三条の規定による改正後の未帰還者留守

家族等援護法第八条の規定 附 則 抄 (昭和五四年五月八日法律第二九

(施行期日等)

分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区 行する。

第一条、第四条、第六条、第八条、第十一 附則第三条及び附則第四条の規定 公布

二 第二条、第五条及び第十二条の規定 五十四年六月一日 昭和

次の各号に掲げる規定は、 昭和五十四年四月

日から適用する。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う 家族等援護法第八条の規定 第四条の規定による改正後の未帰還者留守

第三条 この法律による改正前の未帰還者留守家 法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法 の規定による留守家族手当の内払とみなす。 降の分として支払われた留守家族手当は、この 族等援護法の規定に基づき昭和五十四年四月以

(昭和五五年三月三一日法律第一

2 2 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に それぞれ当該各号に定める日から施行す

> 第一条、第五条、第七条及び第十一条の規 昭和五十五年四月一日 昭和

五十五年六月一日 第二条、第六条及び第十二条の規定

附則 (昭和五六年四月二五日法律第1

従い、 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に それぞれ当該各号に定める日から施行す

1

定 第一条、 公布の日 第六条、 第八条及び第十一条の規

三

第三条及び第七条の規定 昭和五十六年八

日から適用する。 次の各号に掲げる規定は、 昭和五十六年四月

家族等援護法第八条の規定 第六条の規定による改正後の未帰還者留守

六 附号 副 則 (昭和五七年七月一六日法律第六

この法律は、 昭和五十七年十月一日から施行

する。

三号) 附 則 (昭和五七年八月一〇日法律第七

(施行期日等)

2 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 ら適用する。 次に掲げる規定は、 昭和五十七年五月一日か

う。) 第八条の規定 家族等援護法(以下「留守家族援護法」とい 第二条の規定による改正後の未帰還者留守

三

第五条 昭和五十七年五月から同年七月までの月 二百五十円」とする。 円」と、「十万九千円」とあるのは「十万七千 千円」とあるのは「十万二百五十円」と、「十 分の留守家族手当については、第二条の規定に 万五千五百円」とあるのは「十万三千七百五十 よる改正後の留守家族援護法第八条中「十万二 (留守家族援護法の一部改正に伴う経過措置) 次条から附則第五条までの規定

第六条 この法律による改正前の遺族援護法、 (遺族援護法等の一部改正に伴う経過措置) 法

律第百八十一号又は留守家族援護法の規定によ

る昭和五十七年五月以降の分として支払われた

族給与金又は留守家族手当の内払とみなす。規定による当該障害年金、遺族年金若しくは遺 護法、法律第百八十一号又は留守家族援護法の 守家族手当は、この法律による改正後の遺族援障害年金、遺族年金若しくは遺族給与金又は留

(昭和五八年一二月三日法律第八

(施行期日) 二号)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和五十九年四月一日から

三号) 則 抄 (昭和五九年八月一四日法律第七

(施行期日等)

2 次に掲げる規定は、昭和五十九年三月一日第一条 この法律は、公布の日から施行する。 ら適用する。 か

等援護法(以下「留守家族援護法」という。) この法律による改正後の未帰還者留守家族 第八条の規定

三及び四 略

五. 次条から附則第五条までの規定

第五条 昭和五十九年三月から同年七月までの月 九百六十円」と、「十一万三千七百六十円」と 改正後の留守家族援護法第八条中「十万六千百分の留守家族手当については、この法律による あるのは「十一万千七百六十円」とする。 六十円」とあるのは「十万四千百六十円」と、 (留守家族援護法の一部改正に伴う経過措置) 「十万九千九百六十円」とあるのは「十万七千

0号) (昭和六〇年六月一四日法律第六

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族 五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦没者等の遺の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺 う。)の規定、この法律による改正後の未帰還 等援護法(以下「改正後の遺族援護法」とい 正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号) 正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改 者留守家族等援護法の規定、この法律による改

経過措置) (未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う

> 四千百十円」と、「十二万四百円」とあるのはと、「十一万六千二百円」とあるのは「十一万 正後の未帰還者留守家族等援護法第八条中「十 一万二千円」とあるのは「十万九千九百十円」 「十一万八千三百十円」とする。

附 則 一〇五号) (昭和六〇年一二月二七日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十一年四月一日 いから

附則 **一**〇八号) (昭和六〇年一二月二七日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十一年四月一日 から

附則 三号) 抄 (昭和六一年五月二〇日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 昭和六十一年七月一日

附 則 七号) 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) Iから 当施

百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 百二条の規定 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

(国等の事務)

| の留守家族手当については、この法律による改第五条 昭和六十年四月から同年七月までの月分 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、 の法律に規定するもののほか、この法律の施 地方公共団体の機関が法律又はこ

の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 (処分、申請等に関する経過措置) 2

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 除き、この法律の施行の日以後における改正後 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 されている許可等の申請その他の行為(以下こ の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に 規定については、当該各規定。以下この条及び 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 は、附則第二条から前条までの規定又は改正)の経過措置に関する規定に定めるものを 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 る。 (検討)

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し 必要な措置を講ずるものとする。

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 ついては、施行日以後においても、 あったものについての同法による不服申立てに 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 行政不服審査法の規定を適用する。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 (不服申立てに関する経過措置) 当該処分庁 この場合に

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる

円〇

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、 なお従前の例によ

第百六十四条 この附則に規定するもののほ この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に (その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第 第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ に規定する第一号法定受託事務については、で 地方分権を推進する観点から検討を加 一号 級 第 級

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

第

(施行期日)

級

もの

t

指をあわせ四指の用を廃したもの

一足をリスフラン関節以上で失つた

女子の外貌に著しい醜状を残すもの

両側の睾丸を失つたもの

両足指全部の用を廃したもの

一手の五指又はおや指及びひとさ

あわせ三指以上を失つたもの

五 一手のおや指及びひとさし指を失つ な労務のほか服することができないもの

たもの又はおや指若しくはひとさし指を

服することができないもの

胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易

尋常の話声を解することができないもの

精神に障害を残し軽易な労務のほ

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

第

級 Ŧī.

上肢を腕関節以上で失つたも

もの 兀 もの 軽易な労務のほか服することができない

手のおや指をあわせ二指を失つた

神経系統の機能に著しい障害を残 脊柱に運動障害を残すもの ・〇二以下に減じたもの

眼が失明し、又は

眼 0) 視 力が

下肢を足関節以上で失つたもの

別表 級 第 度 障 障害の状態 し常に介護を要するもの 要するもの 半身不随となつたもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 咀嚼及び言語の機能を廃したもの両眼が失明したもの 精神に著しい障害を残し常に介護を

以下に減じたもの 以下に減じたもの 服することができないもの 両眼の視力が○・○二以下に減じた 両下肢を足関節以上で失つたもの 両上肢を腕関節以上で失つたもの 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残 精神に著しい障害を残し終身労務 咀嚼又は言語の機能を廃したも 一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六|三 両下肢の用を全廃したもの 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 両上肢の用を全廃したもの 眼が失明し他眼の視力が○・○ 0 円 額金

下に減じたもの の聴力を全く失つたもの し終身労務に服することができないも 0 鼓膜の全部の欠損その他により両耳 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を 十指を失つたもの 両足をリスフラン関節以上で失つ 両眼の視力が○・○六以下に減じた 十指の用を廃したもの 上肢をひじ関節以上で失つたも 眼が失明し他眼の視力が○・一以 下肢をひざ関節以上で失つたもの 級八第

級六第 七 第 耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解円 残すもの 耳の聴力が四十センチメートル以上では 指をあわせ四指を失つたもの 七 一手の五指又はおや指及びひとさ 廃したもの 廃したも することができないもの 1に減じたもの 鼓膜の中等度の欠損その他により両 鼓膜の大部分の欠損その他により両 一下肢の三大関節中の二関節の用 一上肢の三大関節中の二関節の用を 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残 一眼が失明し他眼の視力が〇・六以 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を 両足の指を全部失つたもの 両眼の視力が○・一以下に減じたも 上肢の用を全廃したもの 下肢の用を全廃したもの 0

8		
○ 二 咀嚼又は言語の機能に障害を残すも○ 田 鼓膜の大部分の欠損その他により一 四 鼓膜の大部分の欠損その他により一 四 対膜の大部分の欠損その他により一 下	の	五 一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指をあわせ三指以や指若しくはひとさし指をあわせ三指以上の用を廃したもの 上の用を廃したもの 一一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 一一一足の指の全部を残すもの 一二
四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの	一目のまますに対し歯科補級を加えたものを廃したもの 一手のなか指又はくすり指を失った一手のなか指又はくすり指を失った一手のなか指又はくすり指を失った一手のなか指又はくすり指を失った一手のひとさし指の用を廃したものにおや指及びひとさし指の用を廃したものにおいまぶたに著しい調節機能障害を残すもの一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの一眼のまぶたに著しい運動障害を残すものしまぶたに著しい運動障害を残すものもぶたに著しい運動障害を残すものもなった。	五 一手のひとさし指以外の二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の二指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の日を廃したものとさし指をあわせ二指の用を廃したものとさし指をあわせ二指の用を廃したものしたもの「一足の第一指又は他の四指を失つたもの「一一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの「一」「一回眼の眼球に著しい運動障害を残すもの「一」「一回眼のまぶたに著しい運動障害を残った関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの「大」「一段の第一指又は他の四指を失つたもの。」「「大」を表する。「大」では、「大」の表す。「大」の表すもの。「大」の表すもの。「大」の表す。「大」のます。「大」の表す。「大」の表す。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のます。「大」のまり、「大」のます。「大」のまり、「大」のまり、「大」のまり、「、「、「大」のまり、「し、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、
T + 4 の		九 一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの 一○ 一足の第二指を失つたもの又は第三指指をあわせ二指を失つたもの又は第三指指をあわせ二指を失つたもの又は第三指指をあわせ二指を失つたもの 一一 一足の第一指又は他の四指の用を廃したもの 一三 男子の外貌に醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの 一四 女子の外貌に醜状を残すもの 三 一明に半盲症、視野狭窄又は視野変○ 三 一の 女子の外貌に醜状を残すもの 三 一甲のまぶたの一部に欠損を残し、円又はまつ毛はげを残すもの 四 一手のこ指を失つたもの フレまつ毛はげを残すもの コー手のおや指の指骨の一部を失ったもの
		 九 局部に神経症状を残すもの 一○ 男子の外貌に醜状を残すもの 考 折異状のあるものについては、矯。正視力については、矯。正視力については、矯。正視力については、活を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失いたものとは、指の末関節の半分以上を失い、又は掌指関節がしたものをいう。 四 足指を失つたものとは、岩の末関節の上ものをいう。 五 足指の用を廃したものとは、その全部を失ったものをいう。 五 足指の用を廃したものとは、その全部を失ったものをいう。 五 足指の用を廃したものとは、その全部を失ったものをいう。 五 足指の用を廃したものとは、その全部を失ったものをいう。 五 足指の用を廃したものとは、第一指は末関節の半分以上、その他の指は末関節以上を失つたもの又は聴趾関節若しくは第一指にあつては足指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。